

# 認知症対応型共同生活介護

グループ・ホーム 舞夢

## 重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。  
(舞鶴市指定 第 2692700053 号)

当施設はご契約者に対して認知症対応型共同生活介護サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意頂きたいことについて、次の通り説明します。

※ 当施設への入居は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方で、認知症の症状を有する方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でも入所は可能です。

1.	運営法人	1
2.	事業の概要	1
3.	共同生活介護の目的及び運営方針	1
4.	設備の概要	2
5.	職員の体制	3
6.	職員の勤務体制	3
7.	サービスの内容と費用	3
8.	利用料等のお支払い方法	4
9.	身体拘束について	4
10.	サービス内容に関する苦情等相談窓口	4
11.	非常災害時の対策	4
12.	協力医療機関等	5
13.	夜間緊急時の対応機関	5
14.	住居の利用にあたっての留意事項	5
15.	外部評価、第三者評価等の実施状況	6

## 1. 事業者（法人）の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 成光苑
代表者名	理事長 高岡 國士
所在地・連絡先	(住所) 大阪府摂津市千里丘三丁目16-7 (電話) 06-6330-3776 (FAX) 06-6388-9551

## 2. 事業所の概要

事業所の名称	グループ・ホーム 舞夢
所在地・連絡先	(住所) 京都府舞鶴市字桑飼上小字深田1088番地1 (電話) 0773-83-0221(代表) (FAX) 0773-83-0155
事業所番号	舞鶴市指定 第 2692700053 号
管理者の氏名	上野 由香子
併設事業	当施設では、以下の事業を併設して実施しています。 【介護保険事業所】 ○ 地域密着型介護老人福祉施設 (平成20年11月1日 開設 定員29名) ○ 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護 (平成20年11月1日 開設 定員11名) ○ 訪問介護・介護予防訪問介護 (平成17年10月13日 開設) ○ 居宅介護支援事業 (平成17年10月13日 開設)

## 3. 共同生活介護の目的及び運営方針

### (1) 目的

本事業は、認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的な環境のもとで、食事・入浴・排泄等の日常生活の世話及び日常生活の中での心身の機能訓練を行うことにより、安心と尊厳のある生活を、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立して営むことができるよう支援することを目的とする。

### (2) 運営方針

- ①本事業所において提供する認知症対応型共同生活介護は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。
- ②利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、個別の介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。
- ③利用者及び家族に対し、サービスの内容及び提供方法についてわかりやすく説明する。

- ④適切な介護技術をもってサービスを提供する。
- ⑤常に、提供したサービスの質の管理、評価を行う。

### (3) その他

事 項	内 容
認知症対応型共同生活介護 計画の作成及び事後評価	計画作成担当者が、入居者の直面している課題等を評価し、入居者の希望を踏まえて、介護従業者等と協議の上、認知症対応型共同生活介護計画を作成します。
従業員研修	新人研修 採用後1ヶ月以内に実施。 経験に応じた研修 年度研修計画に基づく。

## 4. 設備の概要

### (1) 構造等

敷 地		1106.70 m <sup>2</sup>
建物	構造	鉄骨造3階建
	延べ床面積	2966.42 m <sup>2</sup>
	利用定員	18 名

### (2) 居室

居室の種類	室 数	面 積 ※一部屋あたり	備 考
全室個室	18	15.55 m <sup>2</sup>	トイレ・洗面台付き

### (3) 主な設備

設 備	室 数	面 積	備 考
居間兼食堂	2	103.76 m <sup>2</sup>	※1ユニットあたり1ヶ所
台 所	2	7.25 m <sup>2</sup>	※1ユニットあたり1ヶ所
浴 室	2	7.97 m <sup>2</sup>	※1ユニットあたり1ヶ所

## 5. 職員の体制

従業者の職種	人数 (人)	区 分				常勤換 算後の 人数 (人)	職務の内容
		常勤 (人)		非常勤 (人)			
		専 従	兼 務	専 従	兼 務		
管理者	1		1			0.1	業務の管理及び職員等の 管理を一元的に行う。
計画作成担当者	2		2			0.2	適切なサービスが提供され るよう介護計画を作成し、介 護支援専門員をもって充て る。
介護従業者	11	8	2	1		10.6	利用者に対し必要な介護及 び支援を行う。
看護師	0		0			0	利用者の健康チェック及び 処置を行う。

## 6. 職員の勤務体制

従業者の職種	勤務体制	休 暇
管理者	正規の勤務時間帯 (9:00~18:00)	月 9 回
計画作成担当者	正規の勤務時間帯 (9:00~18:00)	
介護従事者	早出: 6:30~15:30 日勤: 9:00~18:00 遅出: 13:00~22:00 夜勤: 22:00~翌7:00	
看護師	正規の勤務時間帯 (9:00~18:00)	

## 7. サービスの内容と費用

### (1) 介護保険給付対象サービス

#### ア サービス内容

食事・掃除・その他の家事等について、介護従業者が入居者様のお手伝いを  
します。

種 類	内 容
日常生活の援助	食事・掃除などの家事や、入浴・排泄のお手伝いを行い ます。
レクリエーション等	次のような娯楽設備を整えております。 37インチ液晶テレビ 庭園
相談及び援助	入居者とそのご家族からのご相談に応じます。

#### イ 費用・・・別紙参照

原則として料金表の利用料金より介護給付分が差し引かれた額が利用者  
の負担額となります。介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事  
業者に直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、料金表の  
利用料金全額をお支払い下さい。利用料のお支払いを確認したのち、サービ  
ス提供証明書と領収証を発行します。サービス提供証明書及び領収証は、後

に利用料の償還払いを受ける時に必要となります。

## (2) 介護保険給付対象外サービス

利用料は全額負担となります

種 類	内 容
レクリエーション 行事	季節を感じるもの、楽しみのある生活を送っていただけるよう、随時、レクリエーション等を実施します。 材料などについては、実費相当を頂きます。 参加されるか否かは任意です。

### ○ 家賃

ご契約者の自己負担となります。

### ○ その他の費用

食材料費、その他、認知症対応型共同生活介護サービスの中で提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、ご契約者の負担が適当と認められる費用については、ご契約者の負担となります。

## 8. 利用料等のお支払方法

前記 (1) (2) の料金・費用は、1ヶ月毎に計算し、翌月15日までに、利用料明細書により請求いたしますので、25日までに以下のいずれかの方法にてお支払い下さい。

(1ヶ月に満たない期間の料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします)

ア、窓口での現金払い
イ、指定窓口への振り込み
ウ、金融機関口座からの自動引き落とし（ご利用できない銀行があります。）

※ 入金を確認後、領収書を発行致します。

## 9. 身体拘束について

事業者は、ご契約者に対する身体拘束、その他行動を制限する行為を行いません。但し、ご契約者又は他のご利用者等の生命・身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。

## 10. サービス内容に関する苦情等相談窓口

当事業所の苦情等相談窓口	受付窓口者	小林 拓也
	ご利用時間	9：00～18：00
	ご利用方法	電話（0773-83-0221・代表）

行政機関その他苦情受付機関

舞鶴市高齢者支援課	所在地	京都府舞鶴市字北吸 1044 番地
	電話番号	0773-66-1013
国民健康保険団体連合会	所在地	京都市下京区烏丸通四条下水銀屋町 620 番地 <a href="#">COCON烏丸内</a>
	電話番号	075-354-9090

京都府社会福祉協議会	所在地	京都市中京区竹屋町通鳥丸東入ル清水町 375 番地 ハートピア京都
	電話番号	075-252-6291

### 11. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める「ライフ・ステージ 舞夢 消防計画」にのっとり対応を行いません。			
避難訓練及び 防災設備	別途定める「ライフ・ステージ 舞夢 消防計画」にのっとり年2回夜間及び昼間を想定した避難訓練を、入居の方も参加して行います。			
	設備名称	個数等	設備名称	個数等
	スプリンクラー	あり	補助散水栓	5ヶ所
	避難階段	1ヶ所	屋内消火栓	あり
	自動火災報知機	あり		
	カーテン、布団は防災耐性のあるものを使用しています。			
消防計画等	舞鶴西消防署への届出日：平成20年10月15日 防火管理者：大垣 智義			

### 12. 協力医療機関等

医療 機関	病院名及び所在地	舞鶴赤十字病院 〒624-0906 京都府舞鶴市倉谷 427
	電話番号	0773-75-4175
	診療科	内科・神経内科・消化器内科・小児科・外科・整形外科・皮膚科・泌尿器科・眼科・耳鼻咽喉科
	入院設備	有
歯科	病院名及び所在地	竹屋町森歯科クリニック 〒624-0928 京都府舞鶴市字竹屋町20番地
	電話番号	0773-76-9186
	入院設備	無

### 13. 夜間緊急時の対応機関

名称及び所在地	舞鶴赤十字病院 〒624-0906 京都府舞鶴市倉谷 427
電話番号	0773-75-4175

### 14. 住居の利用にあたっての留意事項

来訪・面会	<p>面会時間 感染症予防対策を講じ時間は変動します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 来訪者は、必ずその都度職員に届け出て下さい。</li> <li>※ 来訪される場合、ペット等の動物、危険物等の持ち込みはご遠慮下さい。</li> <li>※ 状況により、面会をお断りすることがあります。</li> <li>※ 宿泊をご希望の際は、前日までにお申し出をお願いします。感染症対応のためお断りする場合があります。</li> </ul>
-------	---

外出・外泊	<p>外泊時の料金については、別紙【料金表】をご確認下さい。</p> <p>※ 外出・外泊をされる場合は、前日10時までに必ずお申し出をお願いします。(事前のお申し出がない場合、お食事代等を差し引くことができない場合があります)</p> <p>※ 感染症対応のためお断りする場合があります。</p>
居室・設備・器具の利用	<p>○ 住居内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用下さい。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。</p> <p>○ 居室の汚れや破損が酷い場合には、ご入居者に自己負担により原状に復していただくか、または相当の代価をお支払いいただく場合があります。</p> <p>○ ご入居者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご入居者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることが出来るものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。</p> <p>○ ご入居者の心身の状態などにより、ご家族との相談の上、居室の変更をする場合があります。</p>
喫煙	<p>喫煙は決められたスペースにてお願いします。 館内は禁煙です。</p>
迷惑行為等	<p>騒音等他の入居者の迷惑になる行為はご遠慮下さい。また、むやみに他の入居者の居室等に立ち入らないで下さい。</p>
所持金品の管理	<p>所持金品は、自己の責任で管理して下さい。</p>
宗教活動・政治活動	<p>住居内での他の入居者や職員に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動・政治活動・営利活動を行なうことはできません。</p>
退所していただく場合	<p>○ 契約者等並びに親族及び親族に準じる知人や身の回りの世話等を行う者（以下「家族等」という）が、事業者等あるいは他の契約者に対し、ハラスメントや暴言・暴力等、事業者が定める「カスタマーハラスメントへの対応に関する方針」に規定されている行為や法令違反その他著しく常識を逸脱する行為を行った場合</p> <p>○ 家族等が、サービス利用に関する事業者等の助言や相談の申入れ等を理由なく拒否し、あるいは全く反応しない等、事業者の運営を著しく阻害する行為が認められる場合</p> <p>○ 契約者によるサービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、さらに3か月の催告にもかかわらずこれが支払われない場合</p> <p>○ 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重</p>

	<p>大な事情を生じさせた場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○契約者が、故意又は重大な過失によりサービス提供者又はサービス従事者もしくは他のご契約者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合</li> <li>○契約者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合</li> </ul>
--	---

15 外部評価や第三者評価等の実施状況

直近の実施年月日	令和5年1月13日
評価機関	特定非営利活動法人 きょうと福祉ネットワーク一期一会
評価結果の開示状況	<p>WAM NET にて公表</p> <p>URL <a href="https://www.wam.go.jp/">https://www.wam.go.jp/</a></p> <p>当法人ホームページでもご確認いただけます。</p> <p>URL <a href="https://swc-seikouen.or.jp">https://swc-seikouen.or.jp</a></p>

認知症対応型共同生活介護のサービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

【事業者】 令和 年 月 日

事業者（法人名）： 社会福祉法人 成光苑

施設名： グループ・ホーム 舞夢

住所： 京都府舞鶴市字桑飼上小字深田1088番地1

説明者氏名： 印

認知症対応型共同生活介護サービスの提供開始にあたり、本書面に基づいてサービス提供者から重要事項の説明を受け、同意しました。

【契約者】 令和 年 月 日

住所：

氏名： 印

【代理人】

住所：

氏名： 印

※この重要事項説明書は、厚生省令第39号（平成11年3月31日）第4条の規定に基づき、入所申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

平成20年11月1日より施行する。

平成22年4月01日一部改定

平成24年4月01日一部改定

平成25年4月01日一部改定

平成26年4月01日一部改定

平成27年4月01日一部改定

平成27年8月01日一部改定

平成29年4月01日一部改定

平成30年4月01日一部改定

平成31年4月01日一部改定

令和02年1月15日一部改定

令和05年4月01日一部改定

令和07年6月01日一部改定